

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和元年7月10日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	3件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800466 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1900011 号

## 第 1 結論

昭和 61 年 4 月から昭和 62 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 4 月から昭和 62 年 3 月まで

請求期間当時、A 町役場年金課の窓口で請求期間の国民年金保険料として、85,680 円を納付したが、領収書を取られた。昭和 60 年度の国民年金保険料領収書の裏に「85.680 1 年分. B. S61」とメモを残しているので、請求期間の国民年金保険料を納付したことは間違いない。請求期間に係る記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が提出した国民年金保険料領収書 (60) の裏面に記載されている「85.680」は、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付した際に納付金額を記載したとしているところ、この額は昭和 60 年度分の国民年金保険料 (月額 7,140 円、1 年分 85,680 円) と一致するものの、昭和 61 年度分の国民年金保険料 (月額 7,500 円、1 年分 90,000 円) と一致しない。

また、A 町役場の国民年金担当窓口において、昭和 61 年 4 月以降に昭和 60 年度の国民年金保険料額で昭和 61 年度分の国民年金保険料を収納したとは考え難い。

なお、国の記録によると、請求者の請求期間は国民年金第 3 号被保険者期間であり、国民年金法によれば、国民年金の第 3 号被保険者は保険料の納付を要しないとされている。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900005 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1900012 号

## 第 1 結論

昭和 49 年\*月から昭和 52 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年\*月から昭和 52 年 6 月まで

20 歳当時は学生だったので、母が国民年金加入手続と保険料を納付してくれていました。昭和 50 年 3 月に学校を卒業した後は、実家の自営業を手伝い、毎月私が母と私の二人分の国民年金保険料を A 信用組合 B 支店で納付していました。結婚した昭和 52 年 1 月からは、毎月私が夫、母、私の三人分の国民年金保険料を納付していました。請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間当時、国民年金保険料の収納及び記録管理は国民年金の記号番号により行われていたところ、国民年金手帳記号番号払出簿等によれば、請求者の国民年金の記号番号(\*)は、昭和 54 年 10 月に払い出されており、当該時点では、請求期間に係る国民年金保険料は時効により納付することができず、それより前に請求者に対し別の記号番号が払い出された形跡はない。

また、請求者に係る国民年金被保険者台帳によれば、請求期間直後の昭和 52 年 7 月から昭和 54 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料は、昭和 54 年 10 月に過年度分としてまとめて納付されており、現年度分として納付している請求者の母親及び夫の納付状況とは異なる。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していた可能性があるとした複数の金融機関からは、保存年限経過等により納付を確認できる資料の提供は得られない上、請求期間に係る国民年金の加入手続を行ったとする請求者の母親は既に亡くなっているため、具体的な陳述を得ることができない。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1800575号  
厚生局事案番号 : 九州(国)第1900013号

## 第1 結論

昭和53年\*月\*日から昭和56年4月1日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年\*月\*日から昭和56年4月1日まで

私は、昭和53年\*月に、A町役場の国民年金担当職員から20歳になったら、国民年金に全員加入しなければならないと言われて国民年金に加入した。当時、私は学生で収入がなかったので、特例免除制度があるのではないかと申し入れをしたが、そのような特例措置はないと言われて、初回の国民年金保険料を納付し、オレンジ色の国民年金手帳を交付された。2回目、3回目の保険料も自身で同役場の窓口において納付し、その後の保険料は私の父が納付し続けてくれた。

請求期間について、私の国民年金の記録が加入納付していないことになっていることがわかる。消えた年金問題が判明したので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間当時、国民年金保険料の収納及び記録管理は、国民年金手帳記号番号により行われていたところ、請求者の主張どおりに請求期間の国民年金保険料を納付するためには、昭和53年\*月に、請求者に対し国民年金手帳記号番号の払出しが必要となる。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号(\*)は、昭和56年4月に払い出されており、それより前に請求者に対し同手帳記号番号が払い出された形跡はない。

また、請求者の国民年金被保険者台帳によると、請求者は、昭和56年4月1日付けで国民年金被保険者の資格を取得しており、同被保険者台帳の昭和55年度欄には「この月まで納付不要」と押印がある。

以上のことを踏まえると、請求者は請求期間において国民年金に未加入であり、請求者及び請求者の父親は、請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

なお、A町を編入したB市は、A町の国民年金に関する資料は残っていないとしている。

このほか、請求者及び請求者の父親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900001 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1900012 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 24 年 4 月 21 日から平成 25 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 24 年 4 月から平成 25 年 8 月までの標準報酬月額については、15 万円から 19 万円とする。

平成 24 年 4 月から平成 25 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 24 年 4 月から平成 25 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 4 月 21 日から平成 25 年 9 月 1 日まで

A 社に勤務している期間のうち、平成 24 年 4 月 21 日から平成 25 年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額について、ねんきん定期便に記載された厚生年金保険料の納付額が給与明細書の厚生年金保険料の控除額と相違しているため、実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が提出した A 社の給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額（15 万円）を超えていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

以上のことから、平成 24 年 4 月から平成 25 年 8 月までの標準報酬月額については、15 万円を 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成 24 年 4 月 21 日から平成 25 年 9 月 1 日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を請求者の主張どおりに年金事務所に対し提出したか否かは不明と回答している一方、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に

基づく厚生年金保険料を除く。)については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 24 年 4 月 21 日から平成 25 年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900008 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1900013 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 5 年 6 月 30 日から平成 6 年 4 月 1 日に訂正し、平成 5 年 6 月から平成 6 年 3 月までの標準報酬月額を 15 万円とすることが必要である。

平成 5 年 6 月 30 日から平成 6 年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 5 年 6 月 30 日から平成 6 年 4 月 1 日まで

請求期間において、A 社に勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録がない。勤務していたことは間違いないので、請求期間について、厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

雇用保険被保険者記録及び請求者が提出した給与明細書により、請求者は、請求期間において A 社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（以下「全喪日」という。）は平成 5 年 6 月 30 日と記録されているところ、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日（平成 5 年 6 月 30 日）の入力処理は、全喪日より後の平成 6 年 4 月 14 日に行われており、同日にこれと併せて請求者の平成 5 年 10 月 1 日付けの定時決定の記録が取り消されていることが確認できる。

また、前述の入力処理日（平成 6 年 4 月 14 日）において、A 社に係る厚生年金保険の被保険者（請求者を含む 4 人）について、同日付けで遡及した資格喪失処理が行われていることが確認できる。

さらに、A 社に係る商業登記簿謄本により、同社は請求期間において、法人の事業所であったことが確認できることなどから判断すると、同社は全喪日（平成 5 年 6 月 30 日）以降においても事業を継続しており、請求期間については、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成 5 年 6 月 30 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の入力処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の資格喪失年月日を平成 6 年 4 月 1 日とすることが妥当である。

また、平成 5 年 6 月から平成 6 年 3 月までの標準報酬月額については、A 社に係る請求者の厚生年金保険被保険者記録から、15 万円とすることが妥当である。